証券コード4008 平成29年6月9日

株主各位

兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の1 住友精化株式会社 社長上田雄介

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を 行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くだ さいまして、3頁の案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげ ます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成29年6月28日(水曜日)午前10時
- **2. 場 所** 大阪市中央区北浜 4 丁目 5 番 3 3 号 住友ビル 11 階

昨年より株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただいております。 何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第104期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第104期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役10名選任の件

以上

- (お願い) 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出く ださいますようお願い申しあげます。
- (お知らせ) ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.sumitomoseika.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (http://www.sumitomoseika.co.jp/) において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

【議決権行使についてのご案内】

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日 (火曜日) 午後5時までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使していただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer6.0以上を使用できること。
- ②携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種であること(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください)。
 - ※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」 を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。な お、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書 をご確認ください。



(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。 また、QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- (1) 議決権行使サイト (http://www.web54.net) にアクセスしていただき、同封の議決権 行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内 に従って平成29年6月27日 (火曜日) 午後5時までに議案に対する賛否をご登録くださ い。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合 (パソコンと携帯電話で重複してなされた場合を含む) は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

- (3) 議決権行使書郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問合せく ださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル 0120-652-031(受付時間 9:00~21:00)

<その他のご照会> ■ 0120-782-031(受付時間 9:00~17:00土日休日を除く)

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)】

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社(株式会社ICJ)が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成28年 4 月 1 日から) 平成29年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、個人消費にも持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかながら回復基調が続きました。一方海外経済は、欧米では地域格差があるなかで緩やかに景気回復が続いたものの、米国の政策に関する不確実性の高まり、中国をはじめアジア新興国等の経済動向など、先行きの不透明な状況が続きました。

このような状況のもとで、当期の当社グループの売上高は988億5千7百万円(前期比13.6%増)、営業利益は105億4千1百万円(前期比42.4%増)、経常利益は100億6百万円(前期比58.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は57億3千9百万円(前期比43.0%増)となりました。

なお、平成26年3月期より、当社グループの業績をより適切に管理・開示するために、順次、海外連結子会社の会計年度終了日を12月31日から連結会計年度と同じ3月31日へ変更していることに伴い、前期には1社、当期にも1社が1月1日から翌年3月31日までの15ヶ月間の実績を連結しました。

これらの海外連結子会社にかかる連結期間差異の影響を除いた当期業績は、前期比で売上高は 93億9千7百万円増(10.8%増)、営業利益は30億3千3百万円増(41.0%増)、経常利益は35億 7千1百万円増(56.5%増)となります。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【化学品事業】

当事業では、売上高は179億8千5百万円(前期比3.3%減)、営業利益は19億4千7百万円(前期比24.0%減)と減収減益となりました。これは、微粒子ポリマーなどの販売数量が増加したものの、国内連結子会社において一部の転売事業を終了したことなどによる影響であります。なお、当事業での海外連結子会社にかかる決算期変更の影響は軽微であります。

【吸水性樹脂事業】

当事業では、売上高は657億7千8百万円(前期比24.1%増)、営業利益は76億9千9百万円(前期比88.4%増)と増収増益となりました。なお、当事業で海外連結子会社の決算期変更に係る影響を除き、前期と比較しますと、売上高は104億1千4百万円増(19.7%増)、営業利益は35億6百万円増(85.9%増)であります。これは、原油価格の下落による製品価格軟化があるなかで、東南アジア、中国等の新興国向けの販売数量が増加したことによるものであります。

【ガス・エンジニアリング事業】

当事業では、売上高は150億9千3百万円(前期比1.9%減)、営業利益は8億7千8百万円(前期比19.5%増)と減収増益となりました。これは、海外においてエレクトロニクスガスの販売数量が減少した一方で工業薬品等の販売数量が増加したことによるものであります。なお、当事業での海外連結子会社にかかる決算期変更の影響は軽微であります。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、34億6百万円となりました。当期に完成した主な設備は、韓国における高吸水性樹脂製造設備(新設)であります。

(3) 資金調達の状況

当期に、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国の保護主義的な経済政策の具体化や英国のEU離脱問題の行方が各国に与える影響、中東ならびに東アジアの地政学的リスクなど、多くのリスク要因を抱えており、不透明な状況が続くことが予想されます。国内景気は、雇用・所得環境や企業業績の改善を背景に、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性や為替相場の動向を注視する必要があります。

このような状況のなか、当社グループは、昨年、新たに制定した企業理念「我々は世界の変化を先取りし、独自性のある自由な発想で驚きを提供し、自らも成長し続けることにより、地球と人々のくらしに潤い(URUOI)を与えます。」のもとで、10ヵ年の中長期経営計画「SEIKA Grand Design 2025 "URUOI" を始動しました。

本経営計画においては、医療・生活、環境・エネルギー、およびエレクトロニクスを新事業創出の事業ドメインと位置づけ、イノベーション推進組織の設置を含め、効率的な新事業探索と事業化の推進にリソースを投入するとともに、市場として成長著しいアジアを中心に、欧米諸国も含めたグローバルな事業展開を推進してまいります。

こうした取組みのため、連結売上高の4%程度を総研究費として投入するとともに、約800億円の投資を行い、最終年度(2025年度)の目標として、売上高1,700億円、営業利益200億円(営業利益率12%)、ROE12%超の達成を目指してまいります。(前提とする諸条件は、為替レートが110円/US\$、国産ナフサ価格が35,000円/KLであります。)

事業別の課題および取組みについては次のとおりであります。

【化学品事業】

当事業では、強みである機能面での「増粘」「接着」および技術面での「合成・精製」「加工」をキーファクターとして研究開発に取り組み、メインドメインのなかでもとりわけ医療・生活、環境・エネルギー分野において、国内外で新事業・新製品を創出することにより、"潤い(URUOI)"を具体化し、2025年度には売上高400億円、うち半分を新製品が占める事業構造の実現を目指します。

【吸水性樹脂事業】

当事業では、衛材用途を中心とした市場ニーズの多様化に応えていくとともに、人々が健康でより快適な生活を送るために、これからも、「アクアキープHP」などの高性能な吸水性樹脂をはじめとして、オンリーワンの「製品とサービス」をグローバルに提供しつづけ、2025年度に売上高1,000億円を目標とし、利益率の更なる向上を目指してまいります。

【ガス・エンジニアリング事業】

当事業では、ガスをベースとした合成、混合、分離・精製、分析技術の深化により、エレクトロニクス、医療、環境・省エネルギーをメインドメインとした新事業・新製品を創出してまいります。また、既存事業の選択と集中をはかり、ニッチでグローバルな市場への展開を通して、2025年度には事業規模300億円の足腰の強いガス・エンジニアリング事業になることを目標としています。

当社グループは、新中長期経営計画「SEIKA Grand Design 2025 "URUOI"」を実行するなかで、上記の事業方針に加え、CSR活動の推進、グループ経営の強化、人 "財" の育成、更なる技術力の強化に取り組み、社会に貢献し、社会から信頼を得て、常に社会と共存共栄する企業グループであるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

	区	分	第101期 (平成26年3月期)	第102期 (平成27年3月期)	第103期 (平成28年3月期)	第104期 (平成29年3月期) (当期)
売	上	高(百万円)	94,911	92,698	87,003	98,857
経	常利	益(百万円)	8,815	8,265	6,329	10,006
親会する	社株主に る当期純	帰属 (百万円) 利益 (百万円)	5,656	5,543	4,013	5,739
1 1	株当たり	リ当期純利益	410円10銭	401円85銭	290円99銭	416円16銭
純	資	産(百万円)	47,866	55,565	56,130	60,884
総	資	産(百万円)	95,050	104,954	104,576	105,396

⁽注) 平成28年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第101期の期首に 当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

	区分		第101期 (平成26年3月期)	第102期 (平成27年3月期)	第103期 (平成28年3月期)	第104期 (平成29年3月期) (当期)
売	上	高(百万円)	62,950	65,422	64,147	67,573
経	常 利	益(百万円)	7,330	5,961	6,443	9,589
当	期純利	益(百万円)	5,044	4,097	4,364	5,920
1 1	株当たり	リ当期純利益	365円70銭	297円10銭	316円45銭	429円23銭
純	資	産(百万円)	38,413	41,920	45,037	50,186
総	資	産(百万円)	76,163	82,182	83,649	86,219

⁽注) 平成28年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第101期の期首に 当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

事業区分	主要製品
化学品事業	医薬製品、水溶性ポリマー、微粒子ポリマー、機能製品等
吸水性樹脂事業	高吸水性樹脂
ガス・エンジニ アリング事業	医療用ガス、ケミカルガス、標準ガス、エレクトロニクスガス、工業薬品、 酸素・窒素・水素等のガス発生装置(PSA方式)、一般化工機等

(7) 主要な事業所(平成29年3月31日現在)

① 当社

本		社	大阪、東京
営	業	所	大阪、東京
I		場	別府工場(兵庫)、姫路工場、千葉工場
研	究	所	吸水性樹脂研究所(兵庫)、機能化学品研究所(兵庫)、ファインガスシステム 研究所(兵庫)

② 重要な子会社

玉	内	セイカテクノサービス株式会社(兵庫) セイカエンジニアリング株式会社(兵庫)				
		ベルギー	スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.			
		韓国	スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド			
		シンガポール	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド			
	外	韓国	住精ケミカル株式会社			
海		中国	住精科技(揚州)有限公司			
		台湾	台湾住精科技(股)有限公司			
		中国	住友精化貿易(上海)有限公司			
		シンガポール	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド			
		アメリカ	スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド			

(8) 従業員の状況(平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,214名	+18名

(注) 企業集団外への出向者は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
882名	+3名	37.3歳	15.8年

(注) 出向者は除いております。

(9) 主要な借入先(平成29年3月31日現在)

	借	入	先		借入額	(残高)
						百万円
株式	会 社	三井	住 友 釒	艮 行		7,093
三井	住友信	三託銀行	テ株式:	会社		4,219
農	林	中央	金	庫		4,219

(10) 重要な子会社の状況(平成29年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
スミトモセイカヨーロッパ S.A./N.V.	千ユーロ 64,885	100.00	高吸水性樹脂・化学品 等の製造・販売
スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	百万ウォン 55,000	100.00 (10.00)	高吸水性樹脂の製造・ 販売
スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド	千シンガポールドル 43,013	80.00	高吸水性樹脂の製造
住精ケミカル株式会社	百万ウォン 20,782	100.00	エレクトロニクスガス の製造・販売
住精科技(揚州)有限公司	百万円 1,200	100.00	エレクトロニクスガス の製造
台湾住精科技(股)有限公司	百万台湾ドル 220	100.00	エレクトロニクスガス の製造・販売
住友精化貿易 (上海) 有限公司	百万円 145	100.00	高吸水性樹脂・ガス製 品等の販売
スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド	千米ドル 800	100.00	高吸水性樹脂・化学品 等の販売
セイカテクノサービス株式会社	百万円 50	100.00	各種サービス業務
セイカエンジニアリング株式会社	百万円 45	100.00	各種化学装置の製作
スミトモ セイカ アメリカインコーポレーテッド	千米ドル 300	100.00	高吸水性樹脂・化学品 等の販売

⁽注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社の議決権比率を内数で示しております。

2. 会社の株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

40,000,000株

(2) 発行済株式の総数

13,972,970株

(3) 株主数

3,894名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
住 友 化 学 株 式 会 社	4,195	30.42%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	696	5.05%
株式会社三井住友銀行	560	4.06%
三井住友信託銀行株式会社	483	3.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	452	3.28%
住友生命保険相互会社	310	2.25%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	302	2.19%
三井住友海上火災保険株式会社	253	1.84%
GOVERNMENT OF NORWAY	230	1.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	216	1.57%

⁽注) 持株比率は自己株式(180,731株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年10月1日付で、株式売買単位(単元株式数)の1,000株から100株への変更および 普通株式5株を1株とする株式併合を行いました。これにより、発行可能株式総数は 160,000,000株減少して40,000,000株となり、発行済株式総数は55,891,884株減少して 13,972,970株となっております。

3. 会社役員に関する事項(平成29年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

地	位			氏	名		担当および重要な兼職の状況
	双締役社長 丁役員を新		上	Ш	雄	介	
	取 締 役 〒役員を第		宮	竹	賢	_	機能化学品部門統括
取 (常務執行	締 箱 〒役員を第	兮 (使務)	村	瀬	繁	樹	ガス部門統括
取 執行役	締 箱 と員を兼	兮 務)	濱	谷	和	弘	内部監査、物流購買統括、総務人事室長
取 (執行役	締	殳 務)	村	越		傑	情報システム統括、経理企画室長
取 執行役	締	_殳 務)	重	\blacksquare	裕	基	知的財産、RC、品質保証統括、技術室長兼エンジニアリング室長
取 執行役	締 箱 と員を兼	兮 務)	桝	本	弘	信	吸水性樹脂部門統括
取	締 1	元 文	野	崎	邦	夫	住友化学株式会社 代表取締役
取	締 1		勝	木	保	美	勝木公認会計士事務所 公認会計士、西日本旅客鉄 道株式会社 社外監査役、サカタインクス株式会社 社外取締役
取	締 1	元 又	JII	崎	全	司	川崎法律事務所 弁護士、田岡化学工業株式会社 社外取締役
監査	役(常勤	J)	道	籏		寸	
監	查 往	受	長	松	謙	哉	住友化学株式会社 監査役 (常勤)
監	查 往		水	戸	信	彰	住友化学株式会社 執行役員
監	査 1	文	Ξ	浦	州	夫	河本・三浦・平田法律事務所 弁護士、旭情報サー ビス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち野崎邦夫、勝木保美および川崎全司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち長松謙哉、水戸信彰および三浦州夫の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 取締役勝木保美、川崎全司および監査役三浦州夫の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

- 4. 村越 傑、重田裕基および桝本弘信の各氏は、平成28年6月28日開催の第103回定時株主総会におきまして、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 5. 道籏 守氏は、平成28年6月28日開催の第103回定時株主総会におきまして、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- 6. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	
代表取締役 (常務執行役員)	足立巳津二	知的財産、RC、品質保証、技術、エンジニアリグ、吸水性樹脂部門統括	
取 締 役 (常務執行役員)	河 本 二 郎	経理企画、情報システム統括	
取 締 役 (常務執行役員)	山 本 恭 史	吸水性樹脂部門担当	
監 査 役	辻 谷 敏 秀		

(平成28年6月28日付で任期満了により退任)

(2) 取締役および監査役の員数および報酬等の総額

区分	員 数	支 給 額
取締役	13名	254百万円
監査役	5名	32百万円
合 計	18名	287百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬額は年額3億6千万円以内、監査役の報酬額は年額6千万円以内 とし(平成19年6月28日開催の第94回定時株主総会決議)、うち社外取締役分は2千万円以内であり ます(平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会決議)。
 - 2. 上記の取締役および監査役の員数および支給額には、平成28年6月28日開催の第103回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。
 - 3. 報酬等の額には、当事業年度にかかる役員賞与引当金繰入額39百万円(取締役に対して39百万円)が含まれております。

(ご参考) 執行役員(取締役兼務者を除く)は、次のとおりであります。

(平成29年3月31日現在)

地位	氏	名	担当
常務執行役員	白 井 秀	秀 樹	機能化学品部門担当
執行役員	荒木芽	英 一	機能化学品部門特命事項担当
執行役員	五田	博	RC室長兼品質保証室長
執行役員	林	货 夫	ガス事業部長
執行役員	宮本哲	5 也	機能化学品事業部長
執行役員	佐藤	誠	知的財産部長
執行役員	東矢の	建宏	吸水性樹脂事業部長

(3) 社外役員の状況

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、14頁に記載のとおりであります。

社外取締役野崎邦夫および社外監査役水戸信彰の両氏の各々の兼職先である住友化学株式会社は、当社の主要な仕入先です。

社外取締役勝木保美および川崎全司ならびに社外監査役三浦州夫の各氏の各々の兼職先 と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の活動状況

		,
区分	氏 名	主な活動状況
取締役	野崎邦夫	当期開催の取締役会に出席し(16回のうち12回)、主に経営 全般について豊富な経験から、議案の審議等において必要に応 じ発言を行っております。
取締役	勝木保美	当期開催の取締役会に出席し(16回のうち16回)、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っております。
取締役	川崎全司	当期開催の取締役会に出席し(16回のうち16回)、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役	長 松 謙 哉	当期開催の取締役会および監査役会に出席し(取締役会16回のうち11回、監査役会19回のうち18回)、主に会社の経営管理について豊富な経験から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っております。
監査役	水戸信彰	当期開催の取締役会および監査役会に出席し(取締役会16回のうち12回、監査役会19回のうち17回)、主に経営についての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役	三浦州夫	当期開催の取締役会および監査役会に出席し(取締役会16回のうち15回、監査役会19回のうち17回)、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ 重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法 第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており ます。

④ 社外役員の員数および報酬等の総額

	員数	報酬等の総額		
社外役員の報酬等の総額	6名	24百万円		

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
報酬等の額	39百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計 額を記載しております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である国際財務報告基準(IFRS)の導入に関する指導・助言業務を委託いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性、その職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関し重大な疑義が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任について株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制の基本方針につき、次のとおり決議しております。

(1) 基本的考え方

当社は、社会との共存共栄を基本方針とし、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色のある質の高い製品を国内外へ供給することにより、社会の発展に貢献することを経営の基本方針として、法令等の遵守 (コンプライアンス)、品質保証と環境安全を重点課題として事業活動を行う。これら課題の達成のために内部統制システムを整備する。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令および定款に基づき、会社の機関として、株主総会および取締役のほか、 取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
- ② 取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役会において決定した「内部統制システム」に関する基本方針に従い、取締役が適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
- ③ 取締役は、使用人が行う業務の適正、有効性を検証するため、内部監査部門を設置するとともに、重要な損失の危険(リスク)のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講ずる。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることとする。
- ④ 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

(3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

「内部統制システム」に関する基本方針に基づき、当社内部統制システムを統括するため、 内部統制委員会を置くとともに、下記事項を推進する。

① 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制 当社は、文書(電磁的方法により記録したものを含む)の保存期間、管理の方法その他 についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存および管理する。

- ② リスク管理に関する規程その他体制
 - 1) 当社は、当社の経営上のリスクの評価および未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めた規程を整備する。
 - 2) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営(子会社を含む)におけるリスクの 把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性およびその回避策等を審議する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、各取締役および各執行役員の分掌業務を十分確認したうえで、職務分掌および指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行(電子化を含む)を行うとともに、経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。
- ④ 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 当社は、使用人によるコンプライアンスの体制確立、法令違反行為の予防、法令違反行 為が発見された場合における対処方法および是正措置を実施するため、規程、組織および制度を整備する。
- ⑤ 反社会的勢力の排除に向けた体制 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(4) 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、子会社と基本的考え方を共有し、子会社からの報告体制および効率性確保の体制、ならびにグループ全体としてのリスク管理体制およびコンプライアンス体制を確立するために、規程および制度を整備する。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および補助使 用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 取締役は、監査役の求めに応じて補助使用人を置く。
 - 2) 取締役は、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
 - 3) 取締役は、補助使用人に対する監査役の指示の実効性を確保する。
 - 4) 取締役は、前三号のために必要な規程および制度を整備する。

- ② 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役への報告を理由とした不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行う。
 - 2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査役へ報告を行う。
 - 3) 取締役は、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告を理由として、それらの者に対して不利な扱いを行わない。
- ③ 監査役の職務の執行にかかる費用等の処理に関する事項 当社は、監査役の職務の執行にかかる費用および債務を適切に負担する。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻く リスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- ① 監査体制の充実強化およびコーポレート・ガバナンスの向上を図るため、監査役4名 (監査役(常勤)1名、社外監査役3名)体制を構築している。また、一般株主保護のため、証券取引所の定めに基づく独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役)を3名(独立社外取締役2名、独立社外監査役1名)指名し、証券取引所に届け出ている。
- ② 1)取締役会は、内部統制システム整備の基本方針に基づく運用の状況につき、担当取締役から報告を受け、対処した。
 - 2)内部統制システムの一層の充実を図るため、取締役をメンバーとする内部統制委員会を設置し、同委員会がリスク・コンプライアンス委員会(リスクマネジメント、法令遵守(コンプライアンス)を所管)、およびRC(レスポンシブル・ケア)委員会(安全・環境・品質を所管)を統括している。
 - 3)役職員が法令および定款をはじめとする諸則に従い業務を遂行することを定めた住友精化行動憲章を制定し、適切な業務執行に取り組んでいる。
 - 4)役職員の職務の適正を図るために海外関係会社を含め内部通報制度を整備し、通報者の秘匿・保護・不利益な取扱いの禁止を規則として定め、運営している。
- ③ 1)課長以上の役職員については、コンプライアンスに係る誓約書の提出を義務付けている。
 - 2)内部監査室、R C室は所管する事項について当社グループの内部監査を実施し、対象 部署に対し、監査結果に基づく改善措置をとることを求めた。
- ④ 1)財務情報その他会社情報の適正・適時開示体制については、証券取引所に対して「コーポレート・ガバナンス報告書」により適時開示体制の概要を公表している。財務報告に係る内部統制の評価および監査の制度(J-SOX)に関しても、適切に対応している。
 - 2)「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正に伴い、「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」を決定し、開示している。

(2) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況

内部統制委員会を年に3回開催し、文書管理、リスク・コンプライアンス、IT管理、グループ管理および反社会的勢力の排除に関する状況の報告を受け、当社の内部統制の統括を図っている。

- ① 1)文書取扱規程および電子情報管理ガイドラインおよび経理規程等に基づき、適切に保存、管理を実施している。
 - 2)基幹業務システムを導入し、業務にかかる情報の適切な管理に努めている。
- ② 1)リスク・緊急事態規程を制定し、有事の際には緊急事態対策本部を速やかに設置、対応する体制をとっている。
 - 2)内部統制委員会の統括の下、リスク・コンプライアンス委員会ならびにRC委員会が、 当社グループにおけるリスク管理策を立案、推進している。
 - 3)事故対策として、工場事故模擬訓練を実施した。また、事業継続のため、BCPマスタープランの策定を進めている。
- ③ 1)必要な社則(「事務章程」、「決裁規程(決裁基準表)」)を定め、これに基づいて職務を執行するとともに、業績目標を適切に定め、その進捗を管理している。
 - 2)執行役員制度を定め、迅速かつ効率的な業務執行体制をとっている。
 - 3)社外取締役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、社外取締役との責任限定契約を締結している。
- ④ 1)リスク・コンプライアンス委員会および R C委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス状況を報告している。
 - 2)当社グループのコンプライアンス体制の充実に向け、全社法令マップの維持ならびに教育等に注力している。
- ⑤ 1)内部統制システム整備の基本方針により反社会的勢力排除の方針を明確にしている。
 - 2)取引契約の締結において、反社会的勢力排除の書面合意の推進ならびに取引前審査の周知徹底を図っている。

(3) 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況

- ① 当社グループ会社とは、定期的会合を開催し、当社と各グループ会社の経営方針を確認した。
- ② 適切な管理を行うために関係会社規程や関係会社ガイドラインを策定し、また、相談や 指導を通じて、リスク管理およびコンプライアンス体制の確立に努めている。

③ R C および品質管理について、関係会社に対する監査を実施し、当社グループにおける 業務の適正を確保した。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

- ① 1) 監査役との定期的な意見交換を行うことで、その要望を把握している。
 - 2)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、監査役の指揮命令を受け、監査役の職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置き、取締役からの独立性を担保する社内規程を制定している。
- ② 1)取締役会、役員会議、経営会議および内部監査報告会への出席、重要な決裁伺閲覧による報告をルール化している。
 - 2)取締役および使用人が監査役の要請に応じ、適宜報告する体制をとっている。
 - 3)監査役への報告を理由とした不利な扱いを受けないことを宣言し、これに従い運用している。
- ③ 監査役の職務の執行にかかる費用等の処理に関する事項 調査費用、研修費等の監査役の職務執行に要する費用について、適切な範囲で負担した。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1)監査役とは、代表取締役および関係役員が、当社および当社グループの状況につき会合し、意見交換を実施した。
 - 2)社外取締役との情報交換会を2回開催した。
 - 3)社外監査役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、社外監査役との責任限定契約を締結している。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当社は、剰余金の配当に関しては、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の収益状況をベースに、安定的な配当実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。

また、内部留保につきましては、業績の向上と経営基盤の強化につながる生産体制拡充、コスト競争力の強化および市場ニーズに対応した製品の研究開発に投資してまいります。

⁽注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,562	流動負債	28,075
現 金 及 び 預 金	18,931	買掛金	12,250
受取手形及び売掛金	23,333	短 期 借 入 金	4,529
商品及び製品	8,958	1年内返済予定の長期借入金	5,839
仕 掛 品	528	リ ー ス 債 務	69
原材料及び貯蔵品	2,549	未 払 法 人 税 等	1,980
繰 延 税 金 資 産	538	賞 与 引 当 金	748
そ の 他	2,727	役員賞与引当金	39
貸 倒 引 当 金	△5	そ の 他	2,617
固定資産	47,833	固定負債	16,436
有 形 固 定 資 産	42,559	長期借入金	15,200
建物及び構築物	14,725	リ ー ス 債 務	38
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	16,610	繰 延 税 金 負 債	62
土 地	4,485	退職給付に係る負債	1,135
リース資産	5,437	負 債 合 計	44,512
建設仮勘定	354	(純資産の部)	
そ の 他	944	株 主 資 本	55,717
無形固定資産	322	資 本 金	9,698
ソフトウェア	291	資本剰余金	7,539
そ の 他	30	利益剰余金	38,740
そ の 他	4,951	自己株式	△260
投 資 有 価 証 券	1,433	その他の包括利益累計額	2,752
退職給付に係る資産	905	その他有価証券評価差額金	588
繰 延 税 金 資 産	1,706	為替換算調整勘定	1,946
そ の 他	915	退職給付に係る調整累計額	218
貸 倒 引 当 金	△10	非支配株主持分	2,414
		純 資 産 合 計	60,884
資 産 合 計	105,396	負債・純資産合計	105,396

連結損益計算書 (平成28年4月1日から) (平成29年3月31日まで)

科目	金	(辛位・日カウ) 額
売 上 高		98,857
売 上 原 価		74,104_
売 上 総 利 益		24,752
販売費及び一般管理費		_14,210_
営 業 利 益		10,541
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当:	金 151	
	額 100	
その	他 51	302
営 業 外 費 用		
	息 179	
	損 646	
	他 11	837
経 常 利 益		10,006
特別損失		
	損 153	
	損 16	
	失 1,179	1,349
税金等調整前当期純利益		8,657
法人税、住民税及び事業税	2,916	0,037
法 人 税 等 調 整 額	△169	2,747
当期 純 利益		5,909
ヨ 朔 昶 ガ 亜 非支配株主に帰属する当期純利益		
		169 5 730
親会社株主に帰属する当期純利益		5,739

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

		 株	主資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,698	7,539	34,035	△259	51,012
当期中の変動額					
剰余金の配当	_	_	△1,034	_	△1,034
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	5,739	_	5,739
自己株式の取得	_	_	_	△1	△1
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	_	_	_	_	_
当期中の変動額合計	_	_	4,705	△1	4,704
当 期 末 残 高	9,698	7,539	38,740	△260	55,717

		その他の包括	5利益累計額				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非 支配株主持分	純資産合計	
当 期 首 残 高	329	2,486	△280	2,535	2,582	56,130	
当期中の変動額							
剰余金の配当	_	_	_	_	_	△1,034	
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	_	_	_	5,739	
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△1	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	258	△539	498	217	△168	49	
当期中の変動額合計	258	△539	498	217	△168	4,753	
当 期 末 残 高	588	1,946	218	2,752	2,414	60,884	

貸 借 対 照 表 (平成29年3月31日現在)

科目		科目	金額
(資産の部)	<u> </u>	(負債の部)	<u> </u>
流動資産	35,190	流動負債	20,073
現金及び預金	6,136	算 掛 金	9,612
受取手形	14	1年内返済予定の長期借入金	5,600
受 取 手 形 売 掛 金	18,658	未払金	1,130
商品及び製品	5,370	未払費用	325
在 掛 品	168	未払法人税等	1,640
原材料及び貯蔵品	1,992	前 金	8
前渡金	14	預り金	1,002
前払費用	159	賞与引当金	688
繰延税金資産	423		39
短期貸付金	240	R	25
未 収 入 金	909	固定負債	15,959
- R - R - R - R - R - R - R - R - R - R	1,101	長期借入金	15,200
算 倒 引 当 金	△0	退職給付引当金	759
固定資産	51,029	負債合計	36,033
有形固定資産	23,687	(純資産の部)	30,033
建物	7,552	株主資本	49,624
構築物	2,694	資本金	9,698
機械及び装置	9,147	資本剰余金	7,539
車両運搬具	6	資本準備金	7,539
工具、器具及び備品	778	利益剰余金	32,648
土地	3,182	利益準備金	773
建設仮勘定	325	その他利益剰余金	31,875
無形固定資産	277	固定資産圧縮積立金	44
'''	273	別途積立金	23,000
その他	4	繰越利益剰余金	8,830
投資その他の資産	27,063	自己株式	△260
投資有価証券	1,353	評価・換算差額等	561
関係会社株式	17,762	その他有価証券評価差額金	561
関係会社出資金	145	·= · · · · = · · · · · · · · · · · · ·	
長期貸付金	6,332		
長期前払費用	355		
前払年金費用	304		
繰延税金資産	777		
その他	163		
貸 倒 引 当 金	△130	純 資 産 合 計	50,186
資 産 合 計	86,219	負債・純資産合計	86,219

<u>損</u> 益 計 算 書 (平成28年4月1日から) (平成29年3月31日まで)

科 目	金額
	67,573
売 上 原 価	48,094
売 上 総 利 益	19,479
販売費及び一般管理費	10,683
営 業 利 益	8,795
営業外収益	·
受 取 利 息	42
受 取 配 当 金	1,391
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	100
そ の 他	30 1,564
営業外費用	
支 払 利 息	149
為	495
貸 倒 引 当 金 繰 入	120
そ の 他	6771_
経 常 利 益	9,589
特 別 損 失	
固定資産除却損	143
関係会社出資金評価損	1,200
税 引 前 当 期 純 利 益	8,245
法人税、住民税及び事業税	2,334
法人税等調整額	<u></u>
当期純利益	5,920

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株	主 資	本			評価・換算 差 額 等	
		資本剰余金		利益剰余金			株主資本		純資産合計
	資本金	資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金(※)	利益剰余金合計	自己株式	合計	有 価 証 券評価差額金	
当 期 首 残 高	9,698	7,539	773	26,989	27,762	△259	44,740	297	45,037
当期中の変動額									
剰余金の配当	_	_	_	△1,034	△1,034	_	△1,034	_	△1,034
当 期 純 利 益	_	_	_	5,920	5,920	_	5,920	_	5,920
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△1	△1	_	△1
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	_	264	264
当期中の変動額合計	_	_	_	4,885	4,885	△1	4,884	264	5,148
当 期 末 残 高	9,698	7,539	773	31,875	32,648	△260	49,624	561	50,186

(※)その他利益剰余金の内訳

	固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	숨 計
当 期 首 残 高	47	19,500	7,442	26,989
当期中の変動額				
剰余金の配当	_	_	△1,034	△1,034
固定資産圧縮積立金の積立	_	_	_	_
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	_	2	_
別途積立金の積立	_	3,500	△3,500	_
当 期 純 利 益	_	_	5,920	5,920
当期中の変動額合計	△2	3,500	1,388	4,885
当 期 末 残 高	44	23,000	8,830	31,875

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

住友精化株式会社取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福島康生 印業務執行社員 公認会計士 福島康生 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友精化株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

住友精化株式会社取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福島康生 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友精化株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、 取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備 に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

住友精化株式会社 監査役会

監査役(常勤) 道籏 守印

社外監査役 長松謙哉 印

社外監査役 水戸信彰印

社外監查役 三浦州夫 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案 取締役10名選仟の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員(10名)は任期満了となりますので、取締役10名 の選仟をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

うえ だ ゆう すけ \vdash \mathbf{H} 旆 介

昭和25年8月25日生

【所有する当社株式数】 7.200株

再任

昭和49年4月 住友化学工業株式会社入社 平成 15年 6 月 同計執行役員 平成 18年 6 月 同社常務執行役員 平成 20 年 6 月 同計取締役常務執行役員

当社社外取締役

平成 21年 3 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)

【取締役候補者とした理由】

企業法務に関する長年の経歴を有しており、平成20年6月に当社社外取締役に 就任し、平成21年3月からは当社社長を務めております。経営についての専門 的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な 役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

しげ ひろ もと た \mathbf{H} 裕 基

候補者 番 号

候補者

番 号

1

2

昭和35年12月 4 日生

【所有する当社株式数】 2.700株

再任

昭和61年4月 当社入社 平成18年6月技術室生産技術部長 平成20年2月技術室部長 平成20年6月 姫路丁場長 平成22年2月 別府丁場長兼製造部長

平成24年6月 理事別府丁場長

平成26年6月 執行役員知的財産担当、技術室長兼エンジニアリング室長 平成28年6月 取締役執行役員知的財産、RC、品質保証統括、技術室長兼工 ンジニアリング室長 (現在に至る)

【取締役候補者とした理由】

生産部門に携わった長年の経歴、技術室部長および工場長の経歴を有し、平成 26年から執行役員、平成28年から取締役を務めております。これにより培われ た専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に 十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

		【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】			
		昭和51年4月 当社入社			
		平成13年6月 エンジニアリング事業部業務部長			
		平成13年10月 エンジニアリング事業部業務部長兼セイカエンジニアリング株			
		式会社業務部長			
	むら せ しげ き	平成17年 4 月 スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド			
		Managing Director			
/ /_ /_* +/	村瀬繁樹	平成20年2月精密化学品事業部業務部長			
候補者	昭和28年12月29日生	平成 20 年 4 月 精密化学品事業部業務部長兼機能化学品事業部業務部長			
番号	₹ - /-	平成21年6月 理事機能化学品部門業務部長			
	【所有する当社株式数】	平成22年6月 理事ガス部門業務部長			
3	5,000株	平成 23年 6 月 執行役員ガス事業部長			
		平成 25年 6 月 取締役執行役員ガス部門統括			
	再任	平成27年6月 取締役常務執行役員ガス部門統括(現在に至る)			
		【取締役候補者とした理由】			
		化学品に関する営業経験、海外子会社経営および当社事業部門の運営に携わった			

		【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】
		昭和58年9月株式会社東芝入社
		昭和60年9月 株式会社モンサント電子材料入社
		平成 元 年 10月 株式会社ヘキスト・ジャパン入社
		平成 8 年10月 株式会社ローム・アンド・ハース・ジャパン入社
	しら い ひで き	平成12年 4 月 同社取締役
		平成 17年 2 月 株式会社バークシャー・ジャパン専務取締役
候補者	白 井 秀 樹	平成17年6月同社代表取締役社長
	昭和29年 6 月13日生	平成20年6月 当社入社
番号	F-0-1 \1/11 14-15WE	平成21年6月 理事機能化学品事業部副事業部長
	【所有する当社株式数】	平成22年6月 理事機能化学品事業部長
4	5,000株	平成23年6月 執行役員機能化学品事業部長
		平成 26年 6 月 常務執行役員機能化学品部門担当、機能化学品事業部長
	新任	平成 28年 6 月 常務執行役員機能化学品部門担当(現在に至る)
		【取締役候補者とした理由】
		外資系日本企業で経営幹部を務め、当社入社後は機能化学品事業を牽引した経歴

経歴を有し、平成25年6月からは取締役を務めております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

を有し、また平成23年からは執行役員を務めております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

はま たに かず ひろ 濱 谷 和 弘 昭和34年3月7日生 **「所有する当社株式数**」 3,500株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

昭和56年4月 当社入社

平成17年6月精密化学品事業部機能製品部長

平成19年10月 機能化学品事業部部長

平成20年6月 総務人事室部長

平成24年6月 理事総務人事室部長

平成 25年 6 月 執行役員総務人事室長

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

平成27年6月 取締役執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長(現在に至る)

【取締役候補者とした理由】

化学品の生産販売研究に携わり、その後に総務人事室部長を務めた経歴を有し、 平成27年6月からは取締役を務めております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

でら こし まさる **村 越 傑**候補者 昭和33年12月28日生

【所有する当社株式数】 2.300株

再任

6

昭和57年4月 当社入社
平成17年1月 台湾住精科技股份有限公司総経理
平成19年6月 機能樹脂事業部業務部長
平成19年10月 機能化学品事業部業務部長
平成20年4月 経理部長
平成24年8月 経理企画室部長
平成27年6月 理事経理企画室長
平成28年6月 取締役執行役員情報システム統括、経理企画室長(現在に至

【取締役候補者とした理由】

グローバル営業、海外子会社経営および経理企画室長の経歴を有し、平成28年から取締役を務めております。これにより培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

ます もと ひろ のぶ 信 桝 本 弘 候補者 昭和36年9月1日牛 番 号 【所有する当社株式数】 7 2.400株

再仟

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

昭和62年4月 当社入社

平成17年10月 スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド Director

平成22年2月 姫路工場長

平成24年6月 理事姫路丁場長

平成27年6月 執行役員吸水性樹脂事業部担当、技術企画室長

平成28年6月 取締役執行役員吸水性樹脂部門統括(現在に至る)

【取締役候補者とした理由】

吸水性樹脂の生産技術における長年の経歴および国内外での工場長の経歴を有 し、平成27年から執行役員、平成28年から取締役を務めております。これによ り培われた専門的知識・経験と見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行 の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしまし た。

にい ぬま ひろし 新 沼 宏 候補者 昭和33年3月5日生

番 号

8

【所有する当社株式数】 ∩株

新任社外

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

昭和56年4月 住友化学工業株式会社入社

平成22年4月 同社執行役員総務部長兼社史編纂室編纂主任

平成23年10月 同計執行役員総務部長

平成23年10月 同社執行役員総務部長兼人材開発部長

平成24年4月同社執行役員総務部長

平成25年1月同社執行役員総務法務室部長(総務)

平成25年4月同社常務執行役員(現在に至る)

平成 26 年 6 月 田岡化学工業株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および適切に職務遂行できると判断した理由】

住友化学株式会社総務人事担当役員としての経歴を有しております。これにより 培われた経営についての専門的知識・経験と見識をいかしていただくことによ り、当社の経営体制を強化することが期待できるため、社外取締役として選任を お願いするものであります。

かつ き やす 勝 木 保 美 昭和22年11月29日生 候補者 番 号 【所有する当社株式数】

0株

計外 独立

在仟期間 4 年

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

昭和48年10月 監査法人朝日会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 昭和52年9月 公認会計士登録

平成 7 年 8 月 朝日監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 代表社員

平成22年6月 同監査法人退職

平成22年7月 勝木公認会計十事務所開設(現在に至る)

平成23年6月 西日本旅客鉄道株式会社社外監査役(現在に至る)

サカタインクス株式会社社外監査役

平成25年6月 当社社外取締役(現在に至る)

平成28年3月サカタインクス株式会社社外取締役(現在に至る)

【社外取締役候補者とした理由および適切に職務遂行できると判断した理由】

公認会計士としての専門的知識・経験と見識を当社の経営にいかしていただくた め、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役 員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社 の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断してお ります。

候補者 番 号

10

9

かわ さき まさ U 禬 全 Ш 司 昭和24年 7 月21日生

【所有する当社株式数】 ()株

社外 再任 独立

在仟期間 2年

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

昭和53年4月弁護士登録

菅牛法律事務所勤務

昭和57年4月川崎法律事務所開設(現在に至る) 平成 22年 6 月 用岡化学工業株式会社社外監査役

平成27年6月同社社外取締役(現在に至る)

当社社外取締役 (現在に至る)

【社外取締役候補者とした理由および適切に職務遂行できると判断した理由】

弁護士としての専門的知識・経験と見識を当社の経営にいかしていただくため、 社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以 外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社 外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しておりま す。

- (注) 1. 住友化学工業株式会社は、平成16年10月住友化学株式会社に商号を変更いたしました。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 新沼宏、勝木保美および川崎全司の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は、勝木保美および川崎全司の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同 取引所に届け出ております。
 - 5. 勝木保美氏は、平成21年6月まで当社の会計監査人であるあずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法 人) の業務執行社員として当社の監査を行っておりましたが、平成22年6月に同監査法人を退職して おります。
 - 6. 新沼宏氏は、現在当社の主要仕入先である住友化学株式会社の常務執行役員であります。

- 7. 新沼宏氏が取締役に選任された場合、同氏と当社との間で会社法第423条1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- 8. 勝木保美および川崎全司の両氏と当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計であります。
- 9. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。

以上

$\langle \times$	Ŧ	欄〉					

株主総会会場ご案内図

/ 大阪市中央区北浜4丁目5番33号 住友ビル11階大会議室) 電 話 06-6220-8508



昨年より株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただいております。 何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。